

令和2年6月19日

保護者様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

通常登校の開始について

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜りますことに感謝申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会から令和2年6月12日付け、「県立学校の通常登校の開始について」の通知等により、下記のとおり6月22日（月）から通常登校を開始しますのでお知らせします。

なお、引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解・御協力をお願いします。

記

1 通常登校について

6月22日（月）より、通常登校となります。

午前8時40分から放送による朝礼・対面式を始められるように登校してください。

なお、8時50分にSHRを行い、1限目の授業は9：00開始となります。

2 マスクの着用について

(1) 校舎内では、飛沫防止の観点から、基本的にはマスクの着用をお願いします。

(2) 登下校時など屋外では、人と十分な距離を確保できる場合において、マスクを外しても構いませんが、公共交通機関（電車・バス等）を利用するときにはマスクの着用をお願いします。

※熱中症などの健康被害が発する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

3 登校前の健康観察の徹底について

御家庭で「健康観察カード」や「Google Classroom」を活用して、引き続き、健康観察（風邪症状の有無）及び体温測定を実施するようお願いいたします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校しないようにしてください。登校後に、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、帰宅して自宅静養していただきます。（出席停止の扱いとなります。）

4 部活動の再開について

再開当初の活動については、週3日程度かつ1回の活動を60分程度とし、生徒の状況を確認しながら、順次、活動日数や活動時間を増やしてまいります。具体的な活動日等は顧問からの指示がある予定です。

5 出席停止措置について

次の場合において、出席停止扱いとする場合があります。（保護者からの連絡と罹患届（後日）の提出が必要です。）

（1）出席停止について

ア 以下の場合、出席停止措置をする場合がある。

（ア）児童生徒が感染者となったとき。

（イ）児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。

（ウ）児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

（エ）家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

※令和2年6月18日 埼玉県教育委員会発出「県立学校版 通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver. 2」から抜粋

6 その他

- （1）教室で昼食を摂る場合は、対面にならないように、自分の机で昼食を摂ることになります。また、感染防止の観点から、話をしながら食事をしないようにお願いします。
- （2）万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校へ御連絡ください。
- （3）今後の状況の変化に伴い、対応が変わる可能性がありますので、御理解・御協力をお願いします。